

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.co.jp/~onbokaza/>

NO. 6 5

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2009. 6. 26

監 査 請 求 提 出

岡崎市職員措置請求書

2009年 月 日

岡崎市監査委員様

請求者 岡崎市羽根町鰻池 97番地2
市民オンブズ岡崎
渡邊 研治(地方公務員)
ほか 名

地方自治法第242条の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求をします。

記

1. 請求すべき事柄

平成20年度包括外部監査の結果報告書により指摘されていた以下の点については不法・不当な公金支出であり、市長は不当利得した全額を返還させることを怠っている。よって市長が下記に示した返還すべき金額を請求し、市に返還させることを求める。

ごみ焼却処理業務のうち、平成12年には中止が決定している遊休状態にある設備「余熱利用アキュムレータ」の放置により少なくとも7年間以上約20万円の点検業務費用の損害を市に与えた(平成20年度包括外部監査の結果報告書33頁)。職員の怠業により市に損害を与えた分の返還を求める。

廃棄物収集、運搬、処分作業、作業用機械の準備作業を行う職員が、岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例に違反し、3時間30分以上4時間未満の勤務であっても日額の100%を不当に受給していた(平成20年度包括外部監査の結果報告書47頁)者に対して、100分の40分の返還を求める。

古紙類の回収における補助金については、「資源回収運動において回収登録団体が回収した資源物の問屋等納入価格の低下により、資源回収事業の継続が困難になっている回収業者が増加していることに鑑み」施行されている補助金であるにもかかわらず、少なくとも平成18年、19年度においては古紙等の売り払い価格の高騰があり、回収業者は少なからず収益を得ていた(平成20年度包括外部監査の結果報告書77頁)。補助金交付規定の趣旨に反している。よって、資源回収業者が不当に得た平成18年、19年度補助金の全額の返還を求める。

資源(金属)の売り払いについて、平成18年度以降指名業者3社が談合し、3ヶ

月ごとに同一の順で落札していた(平成20年度包括外部監査の結果報告書82頁)ことにより、不当に安価に資源(金属)を買いたたいていたため、市に損害を与えた分(工事等における談合により市の損失算定と同様売り払い価格の10%)の損害金を指名業者3社に払わせることを要求することを求める。

2. 請求する理由

平成20年度包括外部監査の結果報告書によれば、数多くの指摘がなされているが、そのうち特に不当利得が明白なものについての責任所在をはっきりさせ、返還させる必要がある。

3. 違法又は不当な公金の支出があると認められる書面

平成20年度包括外部監査の結果報告書(抜粋)

6月例会の案内

6月12日(金)午後7時30分~
市民オンブズ岡崎事務所にて

(第4金曜日は不定期の作業日です)

公文書非開示処分取消請求裁判第3回弁論日程

6月15(月)午前10時15分~
名古屋地裁第9部(地裁11階)